

3月7日西日本のネット抗議集会へ

★刑法「改正」阻止！ ★保安処分新設粉碎！

■刑法改正-保安処分新設をめぐる現状

全ての学生、教職員、労働者、市民の皆さん！政府、法務省による刑法「改正」、保安処分新設策動は、現在新たな段階に入っています。これは、従来、反対陣営の一翼を担ってきた日弁連が、7月30日の法曹三者合意を契機に次第に法務省に屈服しつつあるからです。この三者合意は、あの「弁護人抜き裁判」特例法化の過程を為されたもので、立法化阻止の名の下に、弁護士会の自治を権力に売り渡したものです。実際には、その後、弁護士会の自主規制路線の中で、山根、葉山、小長井弁護士らから懲戒処分を受けています。

さらに、昨年11月29日、東京で日弁連主催の『刑法改正を考える公開討論会』が、諸戦線からの抗議を無視して強行され、また来たる3月7日、大阪でも開催が予定されています。これは、77年、反対運動の高揚から、中断へと追い込んだ法務省主催の「刑法改正について国民の意見を聴く会」を日弁連が代行しようというものであり、国会に上呈に向けた作り作りに加担する極めて危険なものです。全ての皆さんにこの3月7日大阪公開討論会に対する抗議行動にちかあかわれるよう訴えます！

■刑法改正-保安処分新設の危険性

私達は、刑法改正-保安処分新設は、基本的に次の四つの視点から批判されるべきであると考えます。

① ① それは支配構造の全面再編の一環をなすという点です。戦後の階級支配構造は、高度経済成長の終焉=スタグフレーションの発生をもって再編を余儀なくされるに至っています。刑法改正は、憲法改正、有事立法制定等とともに、議会制を一層形骸化させ、警察、官僚に一層権限を集中させることを目的とする支配構造再編への法的保障を為すものとしてあります。具体的には構成要件の軟化や、判決前調査制度

の導入等があります。② ② それは、治安体制の整備、強化の中軸をなすという点があります。刑法は、刑訴法、監獄法、少年法、破産法などと共に治安諸法規の中軸をなしています。階級矛盾の激化の中で、それに伴う社会不安や犯罪現象の増大に対し支配階級は、了めよりも人手に依拠するしななく、治安体制の整備強化を推進されています。刑法改正を大規模地震対策措置法や成田空港立法の判例、監獄法や少年法の「改正」として相関的に捉え、批判してゆかねばなりません。具体的には、刑罰の加重化、新型犯罪類型の新設、集団犯罪の新設、保安処分や不定期刑の導入などを指摘できます。

③ ③ それは、侵略、反革命に向けたイデオロギー統合としての性質を有するという点です。社会防衛思想により、人民を「社会」に有用な者と、無用、有害な者にとり分け、差別排外主義イデオロギーを涵り、階級意識を解体するものとしてそれはあります。そういう性格は、保安処分新設による精神障害者差別の強化に端的にあらわれています。現実的には、すでに精神病院に於ける薬づけ、隔離、投殺、あるいは大阪拘留所での鈴木園児君監禁、赤坂政夫さんに対する死刑攻撃といった形を保安処分の先取り的攻撃も数多く行われています。

④ ④ それは、以上の危険性は、「改正」によりはじめて実現されるのではなく、現存的に先行して実現されているという点です。つまり刑法「改正」-保安処分新設は、現実に行われている治安弾圧や、精神衛生法体制を真認、補充し、合法的基礎づけを与えようとするものなのです。

■77年「意見を聴く会」以降の経過

刑事法研究会

2/10

刑法改正作業は、63年の法務省による法刑審の諮問を経て、74年の法刑審答申をベースに検討されてきた。

その後、77年に入り、法務省主催の「刑法改正について国民の意見を聴く会」が仙台を皮切りに札幌、福岡、名古屋、広島、高校で開催されました。これは、参加者を制限し、発言内容も非公開という「意見を聴く会」とは名ばかりのブライ作りのためのセミナーに他ならず、各地で反対運動が盛りあがり、ボイコット者も相次ぎ、ついに法務省に、当初予定していた大阪、東京での「聴く会」開催を断念させることになりました。

77年以降、法務省は刑法については表立った動きをせず、成田浩司正法や地対法を成立させ、また監獄法の改正作業を急ピッチで進めてきました。そして79年の3.30法曹三者合意によって、法務省は、これら反対運動の主要柱となつてきた日弁連を、弁護士自治への介入という橋頭堡より抱き込むことに成功しました。これにより、日弁連執行部の屈服、自主裁判路線の進め日弁連執行部と法務省との協議体制化などの、たけ付けです。

そして昨年の総選挙での勝利を背景に、奥野法相による刑法改正、保釈処分新設発言をはじめとして、法務省側からの攻勢が顕著になつてきており、早ければ今年の国会にも上呈しようとの動きが出ています。

3.7刑法改正を考える西日本パネルの抗議

集会に結集しよう

来たる3月7日、大阪で日弁連主催の「刑法改正を考える公開討論会」が開催される。これはすでに昨年11月29日に東京で開催した「西日本パネルディスカッション」に対応するもので、「知る権利と法」「保釈処分」などのテーマにつき、日弁連、法務省からの総括報告、パネラー（中山研一京大教授ら）の賛否の意見表明などを内容としている。

我々は、この討論会には、次のような問題点を考えるべきです。

第一、それは、日弁連が法務省の橋頭堡に屈服した

所産である自主裁判路線の具体的な展開としてあり、この点を不問にした討論は極めて大きな問題をはらみ、ありません。

第二、日弁連執行部自らが民主の原則を踏みにじり、内部の絶対阻止の意見を押し伏せたうえで、法務省との協議から妥協へ向かう危険に満ちているといふことです。

第三、法務省主催の「聴く会」の代行的役割を果たす可能性のあるものとなり、これまでに反対運動の成果を侵害し、法務省側にてこれら国民の意見は充分に聴いた」とする格好の口実を与えてしまふことになりかねません。

我々は、関西法律援助センター、精神病患者集団、関西監獄法阻止実行委、ビラつき弾圧に反対する連絡会議等に結集する労働者、病者、市民、学生と共に3.7西日本パネル粉砕実行委に結集し、当日の抗議行動を展開することを目指します。

全ての皆さんがこの闘いに結集されることを訴えます。そしてこれを契機に差別、弾圧の最前線にある労働者、病者を中心とした刑法戦線の強化、活性化をともに、これからの国会に呈し、法刑化阻止の闘いを共に担おうではありませんか。共に闘いましょう。

3.7西日本パネル抗議行動

とき 3月7日(土) AM 9:00 ~ PM 5:00
ところ 大手町公園遊歩道
主催 西日本パネル粉砕統一行動実行委員会
ビラ情宣、集会、手紙等を予定しています。

